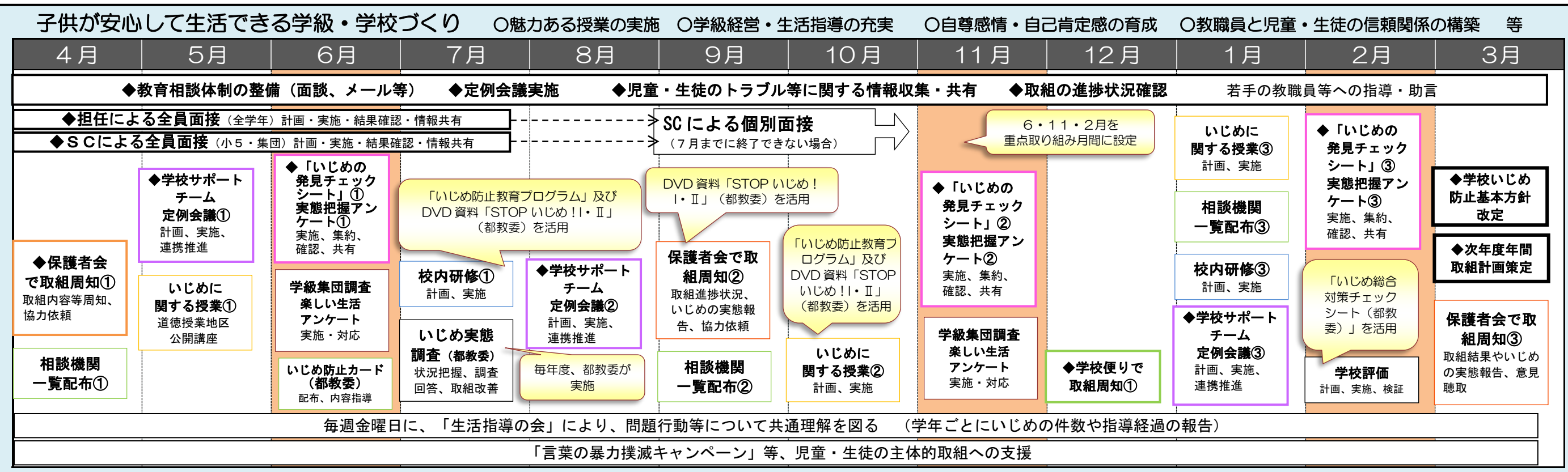


大田区立多摩川小学校「学校いじめ対策委員会」を核とした取組

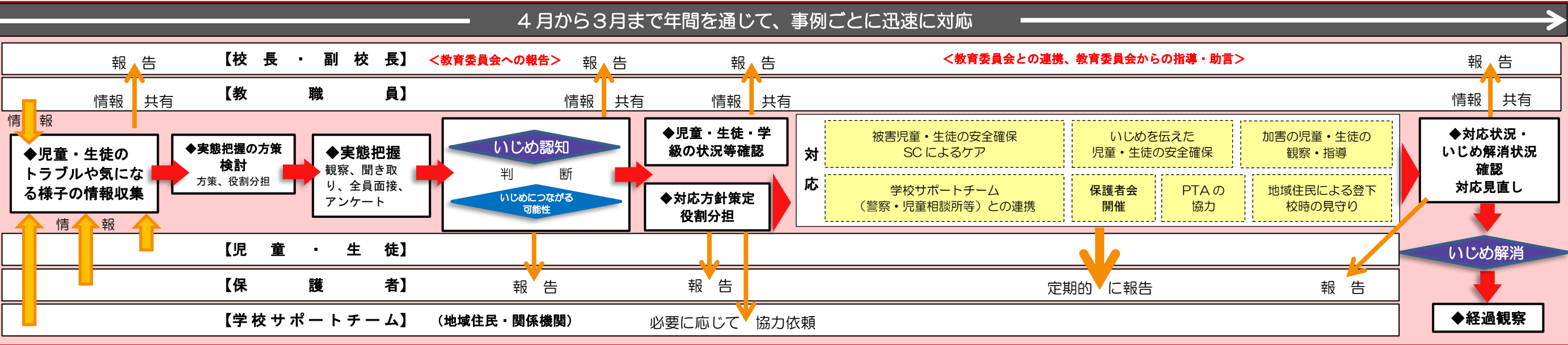
データ保存先：生活指導→1生活指導→2-1 いじめ対策 令和7年4月1日 作成

※ 資料中の「委員会」は「学校いじめ対策委員会」を、「SC」は「スクールカウンセラー」を、「SSW」は「スクールソーシャルワーカー」を示す。
 ※ ◻：「委員会」が必ず行うべき取組、◻：学校として行うべき取組（「委員会」の役割は学校の実態等に応じて定める）
 ※ ◻：いじめの事実ごとに、実態に応じて行うべき取組

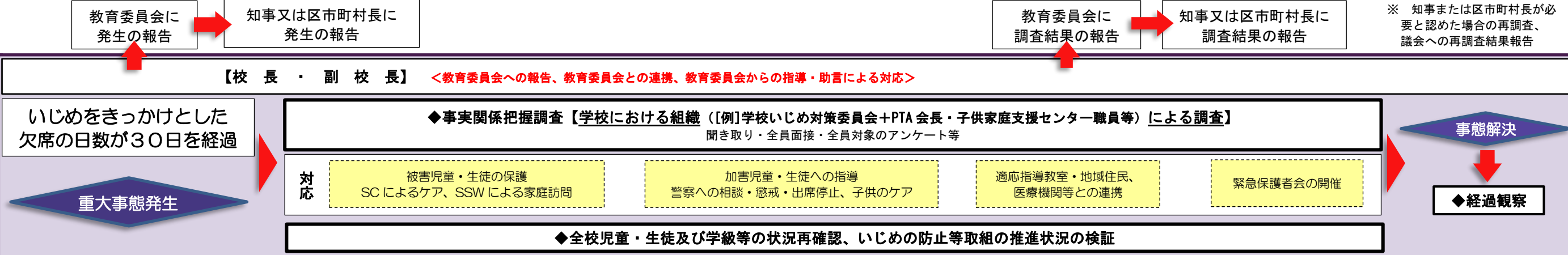
未然防止・早期発見の取組



早期対応の取組



重大事態への対処



※ 「いじめ防止対策推進法」第28条では、重大事態を「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」及び「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と定めている。また、「いじめの防止のための基本的な方針（文部科学省）」では、前掲の「相当の期間」について、「年間30日を目安とする」と補足している。